

産業廃棄物処理高度化推進懇話会開催要領

(目的)

第1条 北九州市が地方創生推進交付金事業において実施する産業廃棄物処理業界における人材育成・確保事業及び優良認定制度の設計、並びにその他北九州市における産業廃棄物処理業の高度化に資する取組に関する事項について、有識者等からの専門的知見及び助言を得るため、「北九州市産業廃棄物処理高度化推進懇話会」(以下単に「懇話会」という。)を開催する。

(意見聴取内容)

第2条 懇話会は、以下の事項について意見を聴取する。

- (1) 北九州市が実施する産業廃棄物処理業界における人材育成・確保支援事業の内容及びその成果の評価・分析
- (2) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の優良認定・評価制度に関する制度設計
- (3) その他北九州市における産業廃棄物処理の高度化に資する取組に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の互選により、懇話会の進行役を置く。
- 3 事務局は、必要に応じて、懇話会の議題毎に専門技術的な助言を求めるため、外部有識者に出席を依頼するものとする。
- 4 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、「排除対象者という。’)は懇話会の委員としない。
選任した委員が排除対象者と判明した場合には、選任を取り消すこととする。

(事務局)

第4条 事務局は、北九州市環境局産業廃棄物対策課が務め、懇話会の開催に必要な事務を行う。

(運営)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は懇話会で定める。

「産業廃棄物処理高度化推進懇話会」委員一覧

氏名	団体名・役職
泉 優佳理	科学技術コミュニケーション研究所 代表
遠藤 岳二	新日鐵住金(株)八幡製鐵所 安全環境防災部環境防災室 室長
籠田 淳子	(有)ゼムケンサービス 代表取締役
松永 裕己	北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授

敬称略 五十音順